

共済貯金払戻請求書

山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、次のとおり共済貯金の払戻しを請求します。

山梨県市町村職員共済組合理事長 印

請求日 平成 年 月 日

請求者	所属所名		
	組合員証記号番号	右詰めで記入	①
	組合員氏名		印

印は1枚目～3枚目に押印してください

②

※ 払戻金額の前に¥マークを記入してください

払戻金額		百万		千		円		円
------	--	----	--	---	--	---	--	---

- 【注意】
- 1 印鑑の不鮮明・重ね押しは無効となりますので、その場合は新たに作成してください。
 - 2 払戻金額を訂正した場合は無効となりますので、その場合は新たに作成してください。
 - 3 解約の場合は、「共済貯金解約届出書(様式第9号)」を提出してください。
 - 4 払戻請求の締切日と払戻日
 - ・毎週月曜日午後3:00締切(共済組合必着)→ その週の金曜日払戻し
(払戻日が金融機関の営業日ではない場合、その次の営業日に払戻し)
 - ・月曜日が休日の場合、前週の金曜日午後3:00が締切(共済組合必着)となります。
- ※ 送金手続き完了後、共済組合より「共済貯金送金通知書」を送付しますので必ず受領してください

(H29.4)

① 請求日、所属所名、組合員証記号番号、組合員氏名、印をお願いします。
印鑑の不鮮明・重ね押しは無効となりますので、はっきりと押印してください。

② 払戻金額を記入してください。
払戻金額の前に¥マークを記入してください。
払戻金額を訂正した場合は無効となりますので、その場合は新たに作成してください。

※ 払戻のスケジュールについては「平成29年度払戻・解約送金予定表」をご確認ください。